

## 高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

## 1. 個人市民税関係

- (1) 個人市民税の非課税基準額の算定に用いる扶養親族の範囲の見直し  
均等割又は所得割の非課税基準額の算定に用いる扶養親族の範囲から30歳以上70歳未満の  
国外居住親族（以下の者を除く）を除外する。

- ・留学している者
- ・障がい者
- ・前年において、生活費・学費に充てるため38万円以上送金を受けた者

※非課税基準額の算定に用いる扶養親族 = 控除対象扶養親族 + 16歳未満の年少扶養親族

※今回の改正は、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族から国外居住親族の一部が除外されたことに伴う見直し

※控除対象扶養親族の見直しに伴い、公的年金等受給者の扶養親族申告書において、記載対象を16歳未満の年少扶養親族に限定する。

[改正条例第1条中、第25条、第29条の3、付則第5条]

- (2) セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例）の延長  
スイッチOTC医薬品（医療用から転用された医薬品）購入費に係る医療費控除の特例措置を  
令和9年度分まで5年延長する。

[改正条例第1条中、付則第7条]

## 2. 法人市民税関係

- (1) 通算法人の外国税額控除額の変動に伴う修正申告手続の簡素化

確定申告後、通算グループ内の一法人の外国税額控除額に変動があった場合、グループ内各個別法人が外国税額控除額を再計算のうえ、修正申告書を提出することを不要とし、次期事業年度の確定申告において、その変動による税額の過不足を調整するものとする。

※条例の改正は、上記の特例の創設による地方税法の項の追加等に伴う条文の整備

[改正条例第2条中、第53条、第58条]

## 3. 固定資産税関係

- (1) 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等に対する固定資産税の課税標準額の特例措置  
生産性向上特別措置法が廃止され、同法先端設備等導入計画に関する規定が中小企業等経営強化法に再編されることに伴い、中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した機械・装置等、家屋・構造物等を固定資産税の課税標準額の特例措置（わがまち特例）の対象とする。

※この特例措置により高山市の条例で定める割合は現行のとおり0とする。

[改正条例第1条中、付則第15条の3]